

令和5年度事業報告

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

I 概況

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5月に5類に移行し、概ね計画通り事業活動を実施することができました。税知識の普及、納税意識の高揚に努め、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とし、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、諸施策に取り組みました。

主な事業活動の概況は以下の通りです。

〔公益関係〕

税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修・セミナーは、公益性を高めるため、会員のみならず一般市民も対象に実施し、多数の方にご参加いただきました。特に令和5年10月にスタートしたインボイス制度の直前対策セミナーには大勢の皆様からご参加をいただきました。

租税教育活動では、小学生を対象に、租税教室や税に関する絵はがきコンクールを積極的に実施し、その結果前年より多くの小学校、児童からご参加・ご応募をいただくことができました。

税の広報活動としては、会報の発行やホームページの公開、新聞による広報を実施しました。

税制提言活動は法人会の最重要な活動のひとつであり、新潟県連と合同で今後の望ましい税制のあり方について提言をまとめ、全法連に提出しました。その後新潟県連と連携して県内出身の国会議員や知事、市長、各議会議長に対して提言を実施しました。

〔共益関係〕

組織の強化・充実、広報活動、青年部会・女性部会の充実のための事業、会員企業の福利厚生に資する事業に取り組みました。

福利厚生制度では、全法連による「challenge100」と銘打った制度加入企業拡大キャンペーン（県連単位）が新たにスタートし、厚生委員会を中心として紹介活動を積極的に推進しました。

〔管理関係〕

事務精度の向上を志向し、諸規程の整備やWebを活用した諸会議への参加、事業活動態勢の改善等、管理運営の合理化に努めました。

令和5年度にはインボイス制度の適格請求書発行事業者登録を完了。春にはにいがた法人会館の照明設備のLED化を実施しました。

Ⅱ 公益関係

1. 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 各研修会・セミナー事業

決算説明会、税制改正、新設法人税務研修会、インボイス制度、申告実務を中心に計画通り開催しました。

開催状況は以下の通りです。

項目別研修会開催状況

テ　　マ	参加人員	実施回数	講　師　名
決算期別説明会	474名	11回	新潟税務署 担当官
新設法人対象の税務研修会	61名	4回	新潟税務署 担当官
令和5年度税制改正のポイントについて	125名	2回	新潟税務署 担当官
フレッシュマンのための会社税務について	36名	1回	新潟税務署 担当官
インボイス制度 直前対策セミナー	145名	2回	新潟税理士法人 深滝合同事務所 税理士 上 田 英 明 氏
土地・建物の税金について	35名	1回	新潟税務署 担当官
年末調整と源泉所得税実務のポイントについて	223名	4回	新潟税務署 担当官
レベルアップ研修会	16名	1回	新潟税務署 担当官
確定申告のポイントについて	26名	1回	新潟税務署 担当官
インボイス制度について	44名	1回	新潟税理士法人 深滝合同事務所 税理士 星 野 拓 也 氏
相続税・贈与税について	49名	1回	新潟税理士法人 深滝合同事務所 税理士 根 本 昌 幸 氏
税務行政の現状と将来像	35名	1回	新潟税務署副署長 小山田 暢 樹 氏
税務行政と納税道義についての一考察	19名	1回	新潟税務署長 安 藤 和 之 氏
租税教室研修会	36名	2回	青年部会 関 口 健之介 氏
インボイス制度について	29名	2回	新潟税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 羽 賀 智 信 氏
税務コンプライアンスの向上について	27名	1回	新潟税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 羽 賀 智 信 氏

テ ー マ	参加人員	実施回数	講 師 名
電子取引データ保存の概要とインボイス制度の改正点について	35名	1回	新潟税務署 法人課税第一部門 連絡調整官 山口 香 織 氏
相続対策の王道は？ 贈与あれこれ	23名	1回	税理士法人 万代つばさ 税理士 八百板 誠 氏
小さな会社のための電子帳簿保存法・インボイス制度セミナー	18名	1回	新潟県よろず支援拠点 コーディネーター 税理士 辰 喜 太 輔 氏
合 計	1,456名	39回	

※税法・税務関連の各種テキスト等を作成し、研修会等の開催時等に会員及び一般市民に配付しています。

配付したテキスト等は、「資料1」（「研修・セミナーで配付したテキスト等」の(1)税に関するもの）の通り（P20）

② インターネットセミナーの提供

研修会・セミナーで当会のホームページと一緒に周知を図りました。新たな研修会の形態としてインターネットセミナーの提供を行っています。当法人会ホームページ上にバナーがあり、ネット配信され、24時間いつでも無料でご覧いただけます。

このセミナーは、税務・経営・労務・健康等、広範囲の内容で多彩な講師陣を揃えており、多数の方にご利用いただいております。令和5年度のログイン数は2,076回でした。

(2) 租税教育活動

公益法人として、青年部会と女性部会を中心に「租税教育活動」に積極的に取り組みました。

① 租税教室

小学校高学年の児童を対象に、税の重要性を正しく理解し関心を持ってもらう目的で「租税教室」が開催され、青年部会では講師として参加しています。青年部会では、GIGAスクール設備を有効に活用し、時短・効率化により授業内容の拡充を図って、税と社会制度が一体的に演習できるような新方式を工夫した授業を行い、大変ご好評をいただいております。

令和5年度は、市内の小学校14校で27コマを担当し、804名の児童が受講しました。

② 税に関する絵はがきコンクール

女性部会では、小学生への租税教育活動として「税に関する絵はがきコンクール」を継続実施しています。租税教室等を通じ「税の大切さ、役割」を学んでもらい、その知識や感想を「絵はがき」にすることで、理解をより深めてもらうことが目的です。

令和5年度は、新潟市内の小学校82校に絵はがきコンクールへの参加を要請し、32校から693点の作品応募がありました。参加学校数及び応募作品数とも

に前年比増加となりました。その中から、金賞1名、銀賞1名、銅賞1名及び新潟税務署長賞2名を選定し、表彰しました。

優秀賞を加えた全受賞作品を、税を考える週間に合わせて11月9日から11月22日までNEXT21とアピタ新潟西店に、11月8日から11月20日までアピタ新潟亀田店にそれぞれ掲示しました。

③ 「税についての作文」事業

新潟税務署管内税務団体協議会の一員として、中学生および高校生の「税についての作文」事業の応募作品の中から、中・高校生それぞれ1編ずつに対して新潟法人会から会長賞を授与し、会報154号で紹介しました。

④ 新潟市租税教育推進協議会の活動

租税教育の更なる充実を目的に、以下の活動に参加しました。

ア. 租税教室意見交換会（2回）

開催日 令和5年10月12日（木）
場 所 新潟市役所 ふるまち庁舎 401会議室
議 題 ・租税教室の実践報告・意見交換
・令和6年度の租税教室の開催拡大に向けて

開催日 令和6年3月19日（火）
場 所 新潟市役所 ふるまち庁舎 401会議室
議 題 ・租税教室の意見交換
・令和6年度の租税教室の申込状況等について

イ. 新潟市租税教育推進協議会定期総会

開催日 令和5年11月16日（木）
場 所 新潟税務署 2階 会議室
議 題 (1)令和4年度事業報告 全員賛成
(2)令和5年度事業計画（案） 全員賛成

(3) 税の広報活動

① 新潟法人会「会報」及び全国法人会総連合機関誌「ほうじん」の配付
税、経営等に関する最新の情報を提供するため、新潟法人会の「会報」を年3回、全法連「ほうじん」を年4回（季刊発行）、会員および一般向け（県庁・市役所・第四北越銀行）に無料で配付しました。

② 新聞による税の広報

確定申告期のスタートにあたり、2月11日（日・祝）の新潟日報朝刊に会長挨拶および税務署の確定申告のPRを会員紹介記事と合わせて全面広告（白黒）にて掲載しました。

- ③ ホームページによる税の広報
 - ・ 国税庁の最新情報をホームページにリンクしてお知らせしています。
 - ・ 各種研修会・セミナー情報を含め、様々な法人会情報を掲載し、広く発信しています。
 - ・ 研修・セミナーの参加申し込みをホームページからも申込できるようにしています。

(4) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要です。

法人会では国税庁・日税連・全法連の3者で作成した自主点検チェックシート・ガイドブックを活用し、企業の税務コンプライアンス向上に取り組んでいます。各種研修会・セミナーの冒頭や、会報・ホームページ等でツールの紹介と活用をお知らせしています。

2. 税制改正提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した提言を検討しました。

「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果も併せて、令和5年6月8日に新潟県連との合同税制委員会を開催し、要望事項を取りまとめて全法連へ提出しました。

新潟県連と合同でまとめた要望事項は、「資料2」の通り（P22）

(2) 要望実現のための提言活動の展開

全法連では、各県連からの「税制改正要望」をもとに、9月19日理事会において「税制改正に関する提言」が決議されました。これをもって新潟県連および単位会は要望実現のための提言活動を展開しました。

新潟法人会では、税制委員長、副会長、専務理事で編成した要望団によって、令和5年11月6日、管内選出の衆参両院の国会議員に対し提言書を提出しました。更に、地方自治体に対する要望活動として、県知事・県議会議長、市長・市議会議長へ提言書を提出しました。

「令和6年度税制改正に関する提言」（要約）は、「資料3」の通り（P28）

(3) 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち改正が行われたものは、「資料4」の通り（P34）

3. 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 経営支援に関する研修会の実施状況

研修会開催状況は以下の通りです。

項目別研修会開催状況

テ　　マ	参加人員	実施回数	講　師　名
エネルギー産業の現状・課題と今後の展望	150名	1回	伊藤 敏 憲 氏 <small>株式会社サーチ・アンド・アドバイザー 代表取締役アナリスト</small>
日本経済の現状と展望	202名	1回	森 永 康 平 氏 <small>経済アナリスト 株式会社マネネCEO</small>
大丈夫だよ、がんばろう！	489名	1回	山 田 邦 子 氏 <small>タレント</small>
情報セキュリティ対策について～電子帳簿保存法・インボイス制度への対応～	69名	1回	高 浪 遼 太 郎 氏 <small>㈱ITスクエア</small>
税務調査の事前準備と対策について	56名	1回	根 本 昌 幸 氏 <small>新潟税理士法人 深庵合同事務所 税理士</small>
労務管理の注意点について	70名	1回	磯 部 亘 氏 <small>いなほ法律事務所 弁護士</small>
経理事務の効率化について	63名	1回	根 本 昌 幸 氏 <small>新潟税理士法人 深庵合同事務所 税理士</small>
健康保険・厚生年金保険制度について	49名	1回	新 井 弘 幸 氏 <small>全国健康保険協会 新潟支部 企画経務グループグループ長</small>
私の麺道70号線	28名	1回	田 中 亮 太 氏 <small>日本金機構 新潟西年金事務所 厚生年金適用調査課 課長</small>
健康経営について	16名	1回	関 本 喜 代 一 氏 <small>㈱関本製麺製粉工場 代表取締役</small>
健康経営について	21名	1回	坂 井 隆 昭 氏 <small>青年部会</small>
健康経営について	16名	1回	佐 野 由 香 利 氏 <small>㈱新宣 代表取締役</small>
食品ロスと食事の大切さについて	16名	1回	吉 田 育 子 氏 <small>新潟調理師専門学校 学院長</small>
若手・新人社員研修	24名	1回	菊 野 麻 子 氏 <small>フリーアナウンサー</small>
メンタリスト日本チャンピオンが教える!「お客様心理の掴み方」	19名	1回	大 久 保 雅 士 氏 <small>プロメンタリスト・心理コンサルタント</small>
チェックシートを用いたコンプライアンスについて	18名	1回	中 村 崇 氏 <small>弁護士法人 中村・大城国際法律事務所 弁護士</small>
コスト削減のカギは規程にあり!?	12名	1回	池 田 誠 司 氏 <small>ライフプランナー</small>
事業承継と相続準備	17名	1回	長 谷 部 直 人 氏 <small>ライフラボ行政書士事務所 代表</small>
合 計	1,319名	17回	

※経営情報等に関する有益なテキスト等を各種作成し、研修会の開催時等に会員及び一般市民に配付しました。
配付したテキスト等は「資料1」（「研修・セミナーで配付したテキスト等」の(2)経営支援に関するもの、その他）の通り（P20）

(2) 社会貢献活動

① 社会貢献活動特別講演会

令和6年3月2日（土）にANAクラウンプラザホテル新潟に於いて、講師にタレントの山田邦子氏をお招きし、「大丈夫だよ、がんばろう！」と題し、講演会を開催しました。

今回は489名の皆様からご参加申し込みいただき、善意のチャリティタオルが705枚集まりました。タオルは後日、新潟市社会福祉協議会や市内の老人介護施設へ寄贈しました。

当日実施した令和6年能登半島地震への義援金募金は41,298円となり、新潟県（災害対策本部）へ振込みしました。

② 小学校美化運動

青年部会により租税教室を実施した小学校へ、美化運動を広げていただくため花の種や球根を寄贈しました。

③ 税金クイズと献血活動

青年部会は、令和5年10月29日（日）に新潟市東総合スポーツセンターで開催された男子プロバスケットボール・Bリーグの新潟アルビレックスBBの試合会場で、小学生から大人まで楽しめる税金クイズと献血活動を実施しました。当日はあいにくの天気の中、税金クイズには47名の方にご参加いただき、税の啓蒙活動を行うことができました。また、献血活動には57名の方から受付いただき、52名の方から献血していただきました。骨髄バンクドナーにも5名の方からご登録いただきました。

Ⅲ 共益関係

1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織の強化・充実

会員増強に関しては、会員の減少に歯止めをかけるべく、令和5年度も「前年以上の会員数確保」を基本方針とし、「役員一人1社獲得運動」を中心に役員の参画と指導のもと新規加入の推進を行いました。

また、協力保険会社3社、税理士会、青年部会、女性部会及び各地域部会にも例年通り協力を要請し推進しました。

しかし、後継者問題やコロナ禍、物価上昇等の影響により廃業・統合や経費削減を理由とする退会が増加し、残念ながら、令和6年3月末現在で2,758社と3,000社を大きく割り込んでしまっています。

〔令和5年度の施策〕

- ① 「役員一人1社獲得運動」の推進
- ② 年間の新規獲得数により表彰（団体、個人、特別）
- ③ 報奨金の支給
 - ・全法連の施策にあわせ、新潟法人会でも新規会員獲得者に報奨金を支給
- ④ 新設法人データの活用
- ⑤ 各研修会、新設法人税務説明会の会場で事務局が入会を勧奨

会員数 推移

所管法人数	会 員 数			加入率%	R6年3月末
	R4年12月末	R5年12月末	増減数		
12,653	2,812	2,788	△24	22.0%	2,758

(2) 広報活動の充実

- ① ポスター・パンフレットによるPR
 - 全法連のポスター・パンフレットを活用し、PRを展開しました。
 - ・キャッチコピー：「税に強い経営者が次世代を支える！」
 - ・デザインイメージ：経営者(子ども社長)と寄り添う「けんた」をアイキャッチに、「次世代」という言葉と子どものビジュアルで、税による明るい未来を目指す法人会の存在意義や社会貢献への意識を表現。
- ② 新潟日報紙面で会員企業紹介
 - 確定申告開始時期に合わせ、新潟日報2月11日（日・祝）朝刊紙面の全面で、確定申告情報、会長挨拶、地域貢献講演会情報と会員企業の紹介広告を掲載。

(3) 部会等事業の充実

- ① 青年部会の活動
 - ・租税教育活動として、小学生高学年を対象に「租税教室」を実施
 - ・社会貢献活動として、献血活動を実施
 - ・青年部会会報「夢タックス」を発行（年2回）

② 女性部会の活動

- ・租税教育活動として小学生対象の「税に関する絵はがきコンクール」を実施
- ・女性部会会報「ふれんず」を発行（年1回）

部員数 推移

	R4年3月末	R5年3月末	R6年3月末
青年部会	42名	47名	42名
女性部会	43名	37名	37名

(4) 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員企業の安定経営の面で、また法人会の会員増強や財政基盤維持確保の面で重要なものであり、厚生委員会が中心となって活動を展開しました。

① 福利厚生制度連絡協議会の開催

令和5年8月29日（火）第3回理事会終了後に、法人会と福利厚生制度協力保険会社3社との連携を密にするため、福利厚生制度連絡協議会を開催しました。

② 保険3社の加入状況について

保険3社の加入状況（令和6年3月現在）

	大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	24.3%	23.6%	18.8%
加入企業数	684社	658社	526社

③ 福利厚生制度加入企業拡大キャンペーン “challenge100”

令和5年度は、全法連による福利厚生制度推進施策 “challenge100” キャンペーンが新たにスタートし、もう一度制度創設時の「会員企業を守りたい」の想いに立ち返り、加入企業と新契約件数の拡大に積極的に取り組みました。

(5) 会員支援事業

- ・令和5年度優良経理担当職員表彰式（第52回）

勤続10年以上の経理担当者及び5年以上の指導的立場の職員で、経営者が特に推薦する人を対象に毎年開催の表彰式を開催しました。

優良経理担当職員表彰式

開催日 令和5年11月7日（火）

会場 ホテルイタリア軒 5階「トリノ」

受彰者 14社 18名（内出席15名）

表彰の趣旨

企業の経営にとって経理と税務は極めて大きなウェイトを占めていることはいままでもない。経理担当職員は、企業にとっては最も中枢的な部門を担当しているもので、その資質の良否が企業の伸長に直接影響するところが甚だ大きい。
これら経理担当職員のうち、功労顕著な方々を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものである。

IV 管理関係

1. 事務運営態勢の確立

公益法人制度の関連法令を踏まえ、諸規程の整備を継続するとともに、ルールに基づく適正かつ合理的な事務処理体制の構築を図りました。

2. 諸会議の開催状況

(1) 第12回通常総会

開催日 令和5年6月5日(月)
会場 新潟グランドホテル 5階「常磐」
出席人数 1,488社(委任状含む)
決議事項
第1号議案 令和4年度決算報告承認の件
第2号議案 役員選任(案)承認の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 その他

報告事項

- ①理事会承認事項
令和4年度 事業報告
令和5年度 事業計画
令和5年度 収支予算
- ②その他

(2) 理事会

・第1回

開催日 令和5年5月22日(月)
場所 新潟グランドホテル 3階「悠久」
出席人数 39名(理事59名中)
決議事項

- 第1号議案 令和4年度事業報告承認の件
- 第2号議案 令和4年度決算報告承認の件
- 第3号議案 役員選任(案)承認の件
- 第4号議案 定款一部改定(案)承認の件
- 第5号議案 育児・介護休業規定新設の件
- 第6号議案 職員就業規則および給与規定一部改定の件
- 第7号議案 その他

報告事項

- ①全法連及び新潟県連功労者表彰について
- ②会員増強運動表彰者について
- ③その他

・第2回

開催日 令和5年6月5日(月)

場 所 新潟グランドホテル 5階「波光」

出席人数 37名（理事58名中）

決議事項

第1号議案 会長の選定について

第2号議案 副会長、常任理事、専務理事の選定について

・第3回

開催日 令和5年8月29日（火）

場 所 新潟グランドホテル 3階「悠久」

出席人数 33名（理事58名中）

決議事項

第1号議案 委員会の新委員就任並びに参加選任承認の件

第2号議案 その他

報告事項

①令和6年度税制改正要望事項について

②広報委員会報告について

③会員増強運動について

④業務執行理事の業務報告について

⑤その他

・優良経理担当職員表彰について

・第4回

開催日 令和6年3月13日（水）

場 所 新潟グランドホテル 5階「常磐」

出席人数 33名（理事56名中）

決議事項

第1号議案 令和6年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認の件

第2号議案 令和6年度通常総会の日時及び場所

並びに議事に付すべき事項について

第3号議案 副会長選定（案）承認の件

第4号議案 その他

報告事項

①業務執行理事の業務報告について

②令和6年度税制改正提言活動について

③会報の発行について

④令和5年12月末現在の会員数について

⑤青年部会の租税教室等の実施結果について

⑥女性部会の税に関する絵はがきコンクール実施結果について

⑦e-Taxの推進について

⑧福利厚生制度の実績について

⑨その他

(3) 総務委員会

・第1回

開催日 令和5年5月12日(金)

場所 にいがた法人会館 2階 会議室

議題 令和5年度定時総会に上程する議題について他

- ①令和4年度事業報告(案)承認の件
- ②令和4年度決算報告(案)承認の件
- ③役員選任(案)承認の件
- ④定款一部改定の件
- ⑤規定の新設および一部改定の件
- ⑥全法連及び県連功労者の表彰者について
- ⑦会員増強運動表彰者について
- ⑧その他

・第2回

開催日 令和6年2月28日(水)

場所 にいがた法人会館 2階 会議室

議題

- ①令和6年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について
- ②令和6年度通常総会開催予定について
- ③副会長選定(案)について
- ④その他

(4) 税制委員会

・第1回(新潟県法人会連合会・新潟法人会合同税制委員会)

開催日 令和5年6月8日(木)

場所 にいがた法人会館 2階 会議室

議題

- ①全法連税制委員会の報告
- ②税制改正に関するアンケート調査結果について
- ③令和6年度要望書作成のための審議
- ④その他

(5) 広報委員会

・第1回

開催日 令和5年7月27日(木)

場所 にいがた法人会館 2階 会議室

議題

- ①「会報152号」原稿の校正について
- ②次号「会報153号」発行計画について
- ③その他

- ・ 第2回
開催日 令和5年11月1日(水)
場所 にいがた法人会館 3階 会議室
議題

- ①「会報153号」原稿の校正について
- ②次号「会報154号」発行計画について
- ③その他

- ・ 第3回
開催日 令和6年2月2日(金)
会場 にいがた法人会館 2階 会議室
議題

- ①「会報154号」原稿の校正について
- ②次号「会報155号」発行計画について
- ③その他

(6) 事業研修委員会

- ・ 第1回
開催日 令和5年4月13日(木)
場所 にいがた法人会館 2階 会議室
議題

- ①新委員長・副委員長選任について
- ②事業研修委員会新メンバーについて
- ③令和5年度セミナー・研修会実施計画について
- ④その他

- ・ 第2回
開催日 令和5年9月14日(木)
場所 「和幸」会議室
議題

- ①優良経理担当職員表彰式日程について
- ②優良経理担当職員表彰者の選考について
- ③特別講演会開催について
- ④表彰式当日の役割分担について
- ⑤その他

- ・ 優良経理担当職員表彰式
開催日 令和5年11月7日(火)
場所 ホテルイタリア軒 5階「トリノ」
表彰者 14社 18名(内出席15名)
出席者 合計35名

(7) 厚生委員会

・福利厚生制度連絡協議会

開催日 令和5年8月29日(火)

場 所 新潟グランドホテル 3階「悠久」

議 題

- ①福利厚生制度の現況と今後の推進について
大同生命保険(株)・AIG損害保険(株)・アフラック生命保険(株)
- ②大型保障制度 表彰式
- ③その他

・第1回

開催日 令和5年11月27日(月)

場 所 にいがた法人会館 2階 会議室

議 題

- ①福利厚生制度の推進について
- ②その他

(8) その他会議・行事等

①地域部会事務連絡会

開催日 令和5年7月21日(金)

場 所 にいがた法人会館 2階 会議室

議 題

- ①新潟法人会の現状および最近の動きについて
 - ・令和4年度決算
 - ・令和5年度予算
 - ・令和5年度事業計画
 - ・令和6年度税制改正要望事項について
 - ・その他
- ②現在の会員数および会員増強運動について
- ③福利厚生制度の推進について
- ④各地域部会の現況
 - ・各地域部会からの意見、要望
- ⑤その他
 - ・今後の予定、他

②新潟税務署管内税務団体協議会 総会

開催日 令和5年6月13日(火)

会 場 アートホテル新潟駅前

議 題

- ・令和4年度事業報告について
- ・令和4年度収支決算報告について
- ・令和5年度事業計画(案)について
- ・令和5年度収支予算(案)について
- ・令和5年度会長及び副会長(案)について

③新潟税務署管内税務団体協議会 役員会

開催日 令和5年9月11日(月)
会場 新潟税務署 2階 会議室
議題 ・令和5年度「税を考える週間」の行事予定について
・令和5年度「納税表彰式」について
・その他

④「税を考える週間」第2回イータ君カップ

開催日 令和5年11月11日(土)
会場 新潟市体育館

⑤令和5年度 納税表彰式

開催日 令和5年11月14日(火)
式場 ホテルイタリア軒 5階「トリノ」

⑥令和5年度 新潟市租税教育推進協議会 定期総会

開催日 令和5年11月16日(木)
会場 新潟税務署 2階 会議室
議題 ・令和4年度事業報告
・令和5年度事業計画(案)
・その他

⑦新潟税務署管内税務団体協議会 役員会

開催日 令和6年1月12日(金)
会場 新潟税務署 2階 会議室
議題 ・令和5年度「税を考える週間」の行事実施結果について
・令和5年度分確定申告期における広報計画について
・令和6年度収支予算(案)について
・令和6年度事業計画(案)について

(9) 部会関連

[青年部会関係]

令和5年	4月10日	役員会・合同委員会 第1回研修会「私の麺道70号線」 株式会社 関本製麺製粉工場 代表取締役 公益社団法人 新潟法人会 副会長 関本喜代一 氏
〃	5月17日	役員会・合同委員会 新潟法人会青年部会女性部会合同スポーツ大会
〃	5月26日	関東信越法人会連絡協議会 青年部会連絡協議会正副会長会議
〃	6月2日	全法連青年部会連絡協議会 定時連絡協議会

令和5年	6月21日	第12回通常総会 講演会「税務行政と納税道義についての一考察」 新潟税務署長 安藤 和之 氏 役員会・合同委員会
〳	7月7日	第1回県連青年部会連絡協議会正副会長会議
〳	7月12日	役員会・合同委員会
〳	8月1日	令和5年度新潟県献血功労者表彰式出席
〳	8月9日	役員会・合同委員会
〳	9月13日	役員会・合同委員会・租税教室研修会 関東信越法人会連絡協議会 青年部会連絡協議会 合同セミナー
〳	10月4日	第2回県連青年部会連絡協議会正副会長会議(Zoom)
〳	10月12日	令和5年度 企業訪問研修 役員会・合同委員会
〳	10月19日	新潟市租税推進協議会 租税教室意見交換会出席 第39回県連青年部会連絡協議会合同セミナー 講演会「循環から生まれた『越後バナナ』が目指す持続可能性」 シモダ産業株式会社 取締役副社長 営業企画部部长 霜田真紀子 氏
〳	10月29日	地域社会貢献活動 献血活動・税金クイズ ：於 新潟市東総合スポーツセンター
〳	11月1日	第3回県連青年部会連絡協議会正副会長会議(Zoom)
〳	11月9・10日	第37回「法人会全国青年の集い」(山形大会) 全法連青年部会連絡協議会 第2回連絡協議会
〳	11月14日	令和5年度納税表彰式出席
〳	11月15日	役員会・合同委員会
〳	12月13日	役員会・合同委員会
〳	12月19日	第4回県連青年部会連絡協議会正副会長会議
令和6年	1月17日	役員会・合同委員会・会員交流会(モルック体験会)
〳	2月14日	役員会・合同委員会・租税教室研修会
〳	3月13日	役員会・合同委員会
〳	3月19日	新潟市租税推進協議会 租税教室意見交換会出席
〳	3月22日	関東信越法人会連絡協議会 青年部会連絡協議会正副会長会議

〔女性部会関係〕

令和5年	4月13日	全国女性フォーラム(愛媛大会)参加
〳	5月15日	第1回定例会
〳	6月8日	全法連：女連協定時連絡協議会出席
〳	6月19日	全法連：功労者表彰式出席
〳	6月23日	第12回通常総会

令和5年	7月25日	県連：第1回女性部会連絡協議会正副会長会議
〃	10月5日	絵はがきコンクール最終選考会
〃	10月27日	県連：女性部会連絡協議会 合同セミナー in 新潟 記念講演会「私とあなたのこころと心～備えておきたい介護の心得～」 一般社団法人 新潟地域福祉協会 理事長 岡田 史 氏
〃	11月7日	局連：女性部会連絡協議会 合同セミナー(栃木)参加
令和6年	1月25日	役員会
〃	2月7日	講演会及び新年会 講演会「食品ロスと食事の大切さについて」 新潟調理師専門学校 学院長 吉田 育子 氏
〃	3月21日	第2回定例会

県連女連協合同セミナー in 新潟 実行委員会開催

令和5年	4月25日
〃	6月25日
〃	7月21日
〃	8月22日
〃	9月1日
〃	9月6日
〃	9月19日
〃	10月12日
〃	10月26日

〔地域部会関係〕

新潟西地域部会

令和5年	5月25日	令和5年度定時総会
〃	11月22日	小さな会社のための電子帳簿保存法・インボイス制度セミナー

白根地域部会

令和5年	4月7日	若手・新人社員研修
〃	4月11日	令和5年度定時総会 研修会「税務コンプライアンス向上について」
〃	11月24日	経済講演会 メンタリスト日本チャンピオンが教える 「お客様心理の掴み方」
令和6年	1月22日	研修会「相続対策の王道は？贈与あれこれ」

亀田地域部会

令和5年	5月24日	令和5年度定時総会 研修会「インボイス制度について」
------	-------	-------------------------------

令和5年	11月14日	視察研修・三条市「一ノ木戸商店街、スノーピーク Headquarters、(株)マルナオ」
令和6年	3月1日	セミナー「家族の介護と財産管理 ～成年後見と家族信託、メリット・デメリット～」

黒埼地域部会

令和5年	5月25日	令和5年度定時総会
〃	12月6日	研修会「チェックシートを用いたコンプライアンスについて」

豊栄地域部会

令和5年	5月26日	第34回定時総会 セミナー「インボイス制度について」
〃	9月28日	セミナー「コスト削減のカギは規程にあり!？」
〃	11月30日	セミナー「事業承継と相続準備」
令和6年	2月15日	セミナー「社長が行う税対策」

《功労による受彰者》

令和6年度 全国法人会総連合功労者表彰（単位会関係）
該当なし

令和6年度 新潟県法人会連合会功労者表彰（単位会役員関係）

《表彰状》

後藤 透（理事）
佐藤 信久（理事）

令和6年度 新潟県法人会連合会功労者表彰（事務局専従役職員関係）
該当なし

以上

研修・セミナーで配付したテキスト等

(1)税に関するもの

- ①いつ何をする？ 経理担当のための地方税ガイド
- ②令和5年版 土地・建物の税金ガイド
- ③令和5年版 主要税法便覧
- ④令和5年改正に対応！ 基礎からわかるインボイス
- ⑤Q & Aでよくわかるインボイスのギモン
- ⑥令和5年度 ことしの税制改正のポイント
- ⑦令和5年版 会社税務のてびき
- ⑧くらしの税金百科2023～2024
- ⑨はじめての消費税計算と申告のしかた
- ⑩経理担当者が迷いがちなインボイス制度Q & A
- ⑪確定申告ガイドブック
- ⑫中小企業経営者のための 新・贈与税制度の活用&相続対策
- ⑬令和6年度 絵と図表でわかる相続・贈与の税金
- ⑭令和5年版 基礎からまなぶ消費税
- ⑮中小企業経営に役立つ!! 新・自主点検チェックシート
- ⑯年末調整実務のポイント
- ⑰令和6年度 ここが変わる！ことしの税制改正
- ⑱令和5年度 税制改正のあらまし
- ⑲令和5年版 源泉所得税実務のポイント
- ⑳令和5年版 会社の決算・申告の実務
- ㉑小学校向け租税教育用マンガ「おじいさんの赤いつぼ」
- ㉒租税教室用テキスト「キミも納める！税金どこ行くの？タックスフロントとけんたくん」
- ㉓令和5年度版 新設法人のための「会社の税金ガイドブック」
- ㉔令和5年度 速報 税制改正のあらまし
- ㉕令和5年度版 会社取引をめぐる税務Q & A

(2)経営支援に関するもの、その他

- ①令和5年度版 労働・社会保険法令の改正対応リスト
- ②基礎からわかる社会保険・労働保険の事務手続
- ③企業を守るためのインターネットトラブルの法務対応
- ④令和5年度 とっておきの相続・事業承継成功のツボ
- ⑤2023年版 定年前後のしくみと手続き 年金・保険・税金
- ⑥令和5年度版 知って安心 あなたの年金Q & A
- ⑦さあ、NISAをはじめよう！
- ⑧令和5年版 会社がもらえる助成金活用のポイント
- ⑨労働法改正 労災防止 テレワーク 最近よくある労務相談とリスク対策

- ⑩カーボンニュートラル・GXがまるごとわかる！ 脱炭素経営ガイド
- ⑪税務・労務の手続き さっとデジタル化ガイド
- ⑫中小企業のための健康経営入門
- ⑬相続発生から1年間の手続きガイド
- ⑭社会人のための基本ビジネスマナー
- ⑮基本が身につく！ビジネスマナー
- ⑯知ろう！考えよう！食品ロスのはなし
- ⑰2024年度 総務部門のお仕事スケジュール
- ⑱税務調査官の視点で確認！電子帳簿等保存制度のチェックポイント
- ⑲強いチームはこうして作る 段取り力の鍛え方

新潟県連と合同でまとめた要望事項

令和6年度税制改正要望事項

一般社団法人 新潟県法人会連合会
公益社団法人 新潟法人会

総 論

第一 はじめに

新型コロナウイルス感染症はワクチン接種のひろがりやウイズコロナの生活様式の浸透から、感染症としての位置づけが見直され、経済活動への直接的な影響はかなり減少してきましたが、依然として地域の中小企業・小規模事業者の受注や売り上げに多大な影響を及ぼし、業況、業績の悪化を招いています。また、ロシア・ウクライナの紛争の長期化によるエネルギー価格や原材料価格の高騰、政府からの物価上昇を十分にカバーする継続的な賃上げの取組みなど、企業の経営環境の課題が山積する中、中小企業・小規模事業者への手厚い支援が求められます。

国債で賄ったコロナ対策費の負担への対応、防衛力の抜本強化に向けた防衛費の増額、児童手当の拡充など少子化対策の財源確保、団塊の世代が後期高齢者に入りはじめ医療と介護の給付費急増が見込まれているなど、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっています。さらに、女性活躍の推進、働き方の多様化やグローバル化の進展など社会構造の変化への対応のほか、デジタル化、脱炭素社会の実現、大規模自然災害からの復興などといった課題にも対応していく必要があります。

物価高や新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、地域経済と雇用を担う中小企業の活性化が不可欠であり、経済対策を躊躇なく、実行することが求められます。

基本的に、緊縮財政や増税に頼るのではなく、政府の積極的な財政出動や金融緩和等の景気対策によって、税収を伸ばすことが全国の法人会（中小企業）の原点であり何よりも必要です。

また、超高齢化社会が急速に進展する中、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立が引き続き重要な課題です。

第二 行財政改革の徹底

令和5年度予算編成は、歳入114.3兆円のうち、税収は69.4兆円、国債の新規発行額は35.6兆円であり、公債依存度は31.1%となり、令和5年度末の国及び地方の長期債務残高は1,279兆円となる見込みです。また、本年1月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における2025年度の基礎的財政収支対GDP比は、△0.2%（△1.5兆円）であり、基礎的財政収支が黒字化するのは2026年度となる見込みです。

本格的な歳出・歳入の一体的改革が重要であり、歳入では安易に税の自然増収

を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行することが求められます。経済あつての財政であり、経済をしっかり立て直し、不退転の体制で、財政健全化に向けて取り組む必要があります。

行政改革を徹底するに当たっては、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めます。

1. 議員定数・報酬等の歳費の削減と選挙制度改革
2. 特殊法人改革等の推進
3. 積極的な民間活力の導入
4. 特別会計の抜本的改革
5. 予算執行についてのチェック体制強化
6. 国、地方公務員の能力を重視した賃金体系による人件費の抑制

第三 社会保障制度改革推進について

日本は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとしており、今はまさにそれに対処するために舵を切っていくべき重要な時期にあたります。今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、日本が目指すべき社会の姿を描くこと、そして、その実現に向けて社会保障政策が取り組むべき課題を総合的かつ明確に示すことは、極めて重要です。

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」の「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須です。さらに、いわゆる「年収の壁」により就労調整が行われ、中小企業が人手不足となっていることを鑑み、税と社会保障のあり方について検討することが必要です。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も求められます。医療控除の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要があります。

第四 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、エネルギー、原材料価格の上昇や賃上げの要請など厳しい経営環境におかれています。更に新型コロナウイルス拡大による深刻な影響と自然災害による被害も多発して、中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。事業の継続や新規分野への展開を支援するための税制の拡充、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していくことが強く求められます。また、防衛力強化に係る財源確保のための法人税活用の議論について注視していく必要があります。

1. 法人税率の軽減措置

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されましたが（令和7年3月まで）、引き続き本則化することを要望いたします。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、1,600万円程度に引き上げることを求めます。

2. 交際費課税の特例

交際費等の損金不算入制度の特例が、地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動を支援する観点から本則化するか、または、令和6年3月末までとなっている適用期限を延長することを求めます。

3. 賃金引上げのための優遇見直し

賃上げは人員確保のために必要対策になっており、黒字企業のみにも有効な税優遇に限らず、中小法人全般に効果的な優遇措置が必要です。

4. 役員給与の損金算入の拡充

現行制度では、役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられています。役員給与は職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきです。

第五 消費税制について

軽減税率の導入は、事業者の人的経済的負担が増大するとともに、単一税率と比較して膨大な税収を失い、社会保障と税の一体改革を大きく後退させています。対象品目の判定が難しく複雑化していることで、制度の廃止を求める声が根強く、軽減税率制度は見直すべきであり、弾力的な対応を求めます。

単一税率における、逆進性対策として、給付付き税額控除の導入、すなわち、マイナンバー制度を利用して、消費税負担分を低所得者に還付する制度の創設がひとつの解決策となります。

また、令和5年10月に導入するインボイス制度についても、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い状況にあります。事業者の事務負担やコストが増加することや免税事業者が商取引から排除される恐れがあります。免税事業者が課税事業者へ変更時の激変緩和措置などがとられていますが、期間の延長などの措置が求められます。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、仕入れ額控除の経過措置の拡大など、更に実効性の高い対策をとるべきです。

また、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加しています。令和5年度税制改正で一部の猶予措置や緩和措置が講じられましたが、引き続き、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められます。

第六 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼします。

少子化が進む中で、事業継承の件数全体に占める親族外の第三者継承の割合が高まってきているなか、後継者へのスムーズな資産移転ができるよう支援を強化するべきです。そのために、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設や非上場株式の評価については、相続税負担軽減の観点からも株価評価を低減するよう求めます。

第七 地方税制について

1 固定資産税評価見直し

固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ、過大な負担となっています。実際の価格と乖離した評価による課税標準額の決定は、納税者の不信感を招いていることから、評価時期や負担水準など、抜本的な見直しを行い、評価体制の一元化を図るべきです。

- (1)商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2)家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3)償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直す。
- (4)固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5)国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化する。

2 事業所税について

事業所税は、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきです。

第八 マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始していますが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難く、情報管理やシステム運用での不備が散見され、制度の信用が大きく失墜している状況にあります。政府は制度の意義の周知に努め、制度の運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、不安払拭が急務であり、制度の適切な運用が担保される措置を講じることが極めて重要です。

また、マイナンバーカードの利便性の向上を継続的に高め、身近な制度にすることが求められます。健康保険証としての利用促進、各種行政サービスの手続きをワンストップ化、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化などカード普及を継続的に実施していくことが必要です。

【 個 別 事 項 】

第一 法人税関係

1 無形減価償却資産

ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっていますが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。

2 引当金

退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。

3 法人税の延納

不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。

4 申告書の提出期限

会社法上の決算事務を2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。

5 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長すること。

6 電話加入権の損金算入

電話加入権については、昨今の電話の普及状況を鑑み、非償却資産から減価償却資産に見直し、損金算入を認めること。

7 耐震補強工事による特別償却

建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

第二 所得税関係

1 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要があります。特に、人的控除については改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきです。

2 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

3 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっていますが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

4 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

5 源泉納付

源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

第三 相続税・贈与税関係

- 1 親族外への事業承継に対する措置の充実
- 2 贈与税の控除額引上げ
 - (1)昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。
 - (2)贈与税の基礎控除を引上げること。
 - (3)相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げること。
- 3 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ
法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。
- 4 課税財産の見直し
相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

以 上

令和6年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。
- ・岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

- ・歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス＝PB)黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。
- (1)財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (2)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。
- ・社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者

においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

- (6)少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

・先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理

面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3)取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1)インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

・地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべき

である。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1)役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2)交際費課税の適用期限延長
- (3)中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

2. 所得税関係

- (1)得税のあり方
 - ①基幹税としての財源調達機能の回復
 - ②各種控除制度の見直し
 - ③個人住民税の均等割

(2)少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

(1)被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和2年2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2)経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

4. 地方税関係

(1)固定資産税の抜本的見直し

令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2)事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3)超過課税

(4)法定外目的税

5. その他

(1)配当に対する二重課税の見直し

(2)森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3)電子申告

法人会が要望した項目のうち改正が行われたもの

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われました（令和6年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 中小企業向け賃上げ促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置は教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、くるみやえるほし（2段階目）以上の認定を受けた場合に税額控除率5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度が設けられた上で、適用期限が3年延長されました。

2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	<ul style="list-style-type: none">・ 交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げられました。また、中小法人の特例措置に係る適用期限が3年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業の少額減価償却資産の特例について適用期限が2年間延長されました。

4. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。	<ul style="list-style-type: none">・ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、中小企業者が適用を受けた場合の税額控除率が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求める。	<ul style="list-style-type: none">・ 法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。

[その他]

1. 森林環境税

法人会提言	改正の概要
<p>・令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。</p>	<p>・森林環境譲与税に係る譲与基準について、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（改正前：5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（改正前：3割）とする見直しが行われました。</p>